

(1) 障害者差別解消法

■ 内容

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分け隔（へだ）てられることなく、お互（たが）いに人格（じんかく）と個性（こせい）を尊重（そんちょう）しながら共に（とも）生きる社会（しゃかい）をつくることを目指（めざ）し、平成（へいせい）28年（ねん）4月（がつ）に「障害（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）に関する法律（ほうりつ）（障害者差別解消法）」が施行（せこう）されました。

なお、南丹市（なんたんし）では「南丹市ガイドライン」を策定（さくてい）しています。

■ 障害を理由とする差別の禁止

(1) 不当な差別的取り扱いの禁止

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として、正当（せいとう）な理由（りゆう）なく、サービス（ていきょう）の提供（きよひ）を拒否（きよひ）したり、制限（せいげん）したり、条件（じょうけん）を付（つ）けたりしてはいけません。（行政機関（ぎょうせいきかん）・民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）ともに禁止（きんし））

(2) 合理的配慮の提供

障がい（しょうがい）のある人（ひと）から何（なん）らかの配慮（はいりよ）を求め（もと）られた場合（ばあい）には、負担（ふたん）になり過ぎ（すぎ）ない範囲（はんい）で、社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）を取り除（のぞ）くために必要（ひつよう）で合理的（ごうりてき）な配慮（はいりよ）を行（おこな）うことが求め（もと）られます。（行政機関（ぎょうせいきかん）は義務（ぎむ）・民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）は努力義務（どりよくぎむ））

※令和（れいわ）3年（ねん）5月（がつ）に改正（かいせい）された障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）が令和（れいわ）6年（ねん）4月（がつ）1日（にち）に施行（せこう）された後（のち）は、民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）も義務（ぎむ）化（か）されます。

■ 担当窓口

(障害者差別解消法に関すること)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当
電話：03-5253-2111/FAX：03-3581-0902



(南丹市障害者差別解消法ガイドラインに関すること)

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166



(2) 障害者虐待防止法

■ 内容

くに ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃふくししせつとうじゅうじしやおよ しょう しゃ こよう じぎょうぬし
国、地方公共団体、障害者福祉施設等従事者及び障がい者を雇用する事業主など
しょうがいしゃぎやくたい ぼうし せきむ か ぎやくたい う おも しょう
に障害者虐待の防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい
しゃ はっけん かた つうほう ぎ む か へいせい ねん がつ しょうがいしゃぎやくたい ぼうし
者を発見した方に通報の義務を課すため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、
しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう せこう
障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されまし
た。

しょう ひと ようごしゃ ふくししせつとう しょくいん かいしゃ じぎょうぬし ぎやくたい
障がいのある人が養護者や福祉施設等の職員、会社の事業主などに虐待されてい
ることに気付いた方は、下記担当窓口へ通報をお願いします。

■ 法が定義する障害者虐待とは

ようごしゃ しょうがいしゃぎやくたい しょうがいしゃふくししせつじゅうじしやとう しょうがいしゃぎやくたい
①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③
しょうしゃ しょうがいしゃぎやくたい さ
使用者による障害者虐待の3つを指します。

■ 法が定義する障害者虐待の類型

しんたいてきぎやくたい ほうき ほうち しんりてきぎやくたい せいてきぎやくたい けいざいてきぎやくたい
①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ
があります。

■ 担当窓口

なんたん ししゃかいふくしか でんわ
南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166
きょうとふしょうがいしゃ こうれいしゃけんりようごしえん
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
でんわ
電話：075-414-4607/FAX：075-414-4597



※京都府ホームページへのリンク